

川崎市退職職員の再就職に関する取扱要綱

平成 20 年 10 月 14 日 川総人第 818 号 市長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、川崎市（以下「本市」という。）を離職する副市長及び事業管理者等（以下「副市長等」という。）及び職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条の 2 第 1 項に規定する職員をいう。以下同じ。）（以下「離職職員」という。）の再就職（法第 3 条第 1 項に規定する一般職又は特別職として本市に置かれる職に就く場合、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下この条において「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となる場合及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 10 条第 2 項に規定する退職派遣者を除く。以下同じ。）に関する事務手続き及び再就職状況の公表等の取扱いについて必要な事項を定め、再就職管理の透明性及び公平性を確保するものとする。

(選考委員会の設置)

第 2 条 再就職候補者の選考作業を適正に行うため、川崎市退職職員の再就職候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を別に設置するものとする。

2 その他選考委員会の組織等に関する事項は、別に定めるところによる。

(再就職の意向及び人材登録)

第 3 条 離職職員のうち、満 60 歳に達する年度に退職を予定し再就職を希望する職員は、満 60 歳に達する年度に総務企画局人事部人事課が実施する「満 60 歳以降の働き方に関する意思調査」に併せて人材

情報登録申込書（様式1）に必要事項を記入の上、各局庶務担当課を通じて総務企画局人事部人事課へ提出するものとする。

また、離職職員のうち、定年、勸奨、普通又は任期満了等で離職（失職及び懲戒免職を除く。）を予定し再就職を希望する職員は、適宜、人材情報登録申込書（様式1）に必要事項を記入の上、各局庶務担当課を通じて総務企画局人事部人事課へ提出するものとする。

- 2 総務企画局人事部人事課は、人材情報の登録があった離職職員等（以下「登録者」という。）の氏名、住所及び希望職務等を整理した人材情報登録台帳を整備する。

（求人登録）

第4条 登録者の採用を希望する民間企業及び本市出資法人をはじめとする関係団体等（以下「企業等」という。）は、求人情報登録申込書（様式2）に必要事項を記入の上、総務企画局人事部人事課へ提出するものとする。

- 2 前項に記載された申込書の提出にあたって本市出資法人をはじめとする関係団体等については、所管する局の庶務担当課を通じて提出するものとする。

- 3 総務企画局人事部人事課は、求人情報の登録があった企業等からの内容を整理した求人登録台帳を整備し、選考委員会に提供する。

（人材情報の提供）

第5条 選考委員会は、求人情報の登録申込があった企業等に対し、人材情報登録台帳の中から、職種、本市履歴（実績）及び希望職務等を踏まえ、適任と思われる登録者の人材情報を候補者推薦書（様式5）により、原則として複数名提供又は不在情報について提供する。なお、離職時に課長級以上の職員（以下「管理離職職員」という。）で、一定の権限を有する者については、その権限等に関連する企業等からの求人に対して、人材情報を提供しないこととする。ただし、選考委員会において離職前の公務の公正性が確保されていることを確認した場合に

についてはこの限りでない。

- 2 前項に記載された情報の提供にあたって本市出資法人をはじめとする関係団体等については、所管する局の庶務担当課を通じて提出するものとする。

(採用)

第6条 人材情報の提供を受けた企業等は、速やかに選考を実施して採否を決定するとともに、その結果について、選考結果報告書(様式6)により選考委員会に報告するものとする。

- 2 前項に記載された採否結果の報告にあたって本市出資法人をはじめとする関係団体等については、所管する局の庶務担当課を通じて報告するものとする。

(再就職状況の届出)

第7条 副市長等であった者で、再就職した者は再就職先届出書(様式3)を、再就職しない者は離職後の状況届出書(様式4)により速やかにその状況に関して市長へ届け出を行うものとする。

- 2 管理離職職員又は在職期間中に課長級以上の職員であった者で、川崎市職員の退職管理に関する条例(平成28年川崎市条例第2号)により届出を要しない者のうち、再就職した者は再就職先届出書(様式3)を、再就職しない者は離職後の状況届出書(様式4)により速やかにその状況に関して各局庶務担当課を通じて任命権者へ届け出を行うものとする。
- 3 前2項の届出をした者は、離職後2年間について前2項の届け出の状況に変更が生じた場合は、速やかにその状況を前2項の書面により届け出を行うものとする。

(公表)

第8条 前条の規定により再就職先届出書(様式3)を届け出た者については、離職後2年間の範囲でその再就職状況を公表する。

- 2 公表の方法は、毎年8月にその前年度に離職した者の再就職状況を本市ホームページに掲載するほか、かわさき情報プラザでの閲覧に供する。
- 3 公表する内容は、氏名、離職時の職、離職日、再就職日、再就職先の名称、再就職先における地位及び選考委員会における再就職候補者の選考に関する調査審議結果とする。
- 4 前年度の公表後に再就職状況に変更があった者については、前3項に準じて公表を行う。

(依頼等の規制)

第9条 副市長等であった者は、副市長及び事業管理者等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）に対し、契約等事務（同項に規定する契約等事務をいう。）であって在職中の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することを自粛するものとする。

(職務と密接に係る企業等への再就職の自粛)

第10条 離職職員は、職務に関連する企業等に対して再就職の打診又は依頼等は行わないものとする。

- 2 管理離職職員で、一定の権限を有する者又は在職期間中に課長級以上の職員で、一定の権限を有した者は、離職前3年間の職務において契約や許認可等、密接に係る企業等に離職後2年間は再就職を自粛するものとする。ただし、選考委員会において離職前の公務の公正性が確保されていることを確認した場合についてはこの限りでない。

(営業活動の制限)

第11条 離職職員が、企業等に再就職した場合は、再就職後2年間は、契約等に関する本市への営業活動は自粛するものとする。

(その他)

第 12 条 離職職員は、再就職に関して、市民等から疑惑や不信を招くような行為は厳に慎むものとする。

2 離職職員は、再就職に関して、法、川崎市職員の退職管理に関する条例及び川崎市退職職員の再就職に関する取扱要綱の規定並びに再就職先における法令を遵守するものとする。

(準用規定)

第 13 条 求人情報の登録申込があった企業等に対し、副市長等であった者、管理離職職員であった者又は在職期間中に課長級以上の職員であった者の人材情報を提供する場合においては、第 3 条、第 5 条及び第 6 条の規定を準用する。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務企画局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

(適用除外)

2 この要綱の施行の際に、既に退職している者については適用を除外する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年3月19日から施行する。
(適用除外)
- 2 この要綱の施行の際に、既に退職している者については適用を除外する。
- 3 この要綱の施行にあたり、平成25年度本市退職職員に限り、選考委員会の対象となる職位を特別職及び局長級のみとし、対象範囲については、主要出資法人等とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年11月1日から施行する。
(適用除外)
- 2 この要綱の施行の際に、既に退職している者については、改正後の要綱の規定の適用を除外し、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行にあたり、選考委員会の対象となる職位は課長級以上(学校長を含む。)とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月18日から施行する。